

群馬県生活習慣病検診等管理指導協議会設置要領

(趣 旨)

第1条 がん、心臓病等の生活習慣病の動向を把握し、また、市町村、医療保険者等で実施される健康診査の実施状況や検診実施機関の精度管理の状況を把握・評価して専門的な見地から適切な指導を行うために、群馬県生活習慣病検診等管理指導協議会(以下「協議会」という。)を設置・運営する。

(部会の設置)

第2条 協議会には、必要に応じ、循環器疾患等(特定健診)、胃がん、子宮がん、肺がん、乳がん、大腸がん及び生活習慣病登録・評価等に関する検討部会(以下「各部会」という。)を設置することができるものとする。

2 各部会は、協議会の求めに応じ、担当する部位にかかる疾病固有の課題を検討するとともに、検討結果等を協議会に報告するものとする。

(協議事項等)

第3条 協議会は、群馬県健康福祉部長(以下「部長」という。)の依頼に応じ、次の事項について検討及び協議を行うほか、第1条に定める目的が統一かつ効率的に達成されるよう、前条に規定する各部会間の連絡及び調整を図るものとする。

- (1) がん、心臓病等の生活習慣病の動向の把握に関すること。
- (2) 市町村、医療保険者等が実施する健康診査の実施状況に関すること。
- (3) 検診実施機関の精度管理に関すること。
- (4) 市町村、医療保険者及び検診機関等に対する指導に関すること。
- (5) その他検診等の管理指導に関すること。

(委 員)

第4条 協議会の委員は、12名以内とし、学識経験者等から知事が委嘱または任命する。

(任 期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議等)

第6条 協議会には、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 協議会は、部長が招集し、会長がこれを主宰する。
- 4 会長に事故あるときは、副会長が職務を代理する。
- 5 協議会には必要に応じて、委員以外の関係者の出席を求めことができる。

(部会の運営等)

第7条 各部会の委員は、6名以内とし、学識経験者等から知事が委嘱または任命する。

2 各部会の委員の任期は、第5条の規定を準用する。

3 各部会の運営については、第6条の規定を準用する。この場合において、「会長」を「部会長」、「副会長」を「副部会長」に読み替えるものとする。

4 部会長は、協議会の委員に就任するものとする。

(職域との連携等)

第8条 地域保健だけでなく職域で実施される検診等についても、検討及び協議の対象とするよう努めるものとする。

2 医療保険者により実施される特定健診等について検討及び協議するにあたっては、群馬県保険者協議会と連携を図るものとする。

(庶務)

第9条 協議会及び各部会の庶務は、群馬県健康福祉部感染症・がん疾病対策課で処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、協議会及び部会の設置・運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年3月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年8月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。